

令和 8 年度寒河江市地域に密着した高校づくり事業支援
補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地域に密着した高校づくりを進めるため寒河江市内の山形県立高等学校（以下「高校」という。）が実施する、地域課題の解決及び地域貢献に関する活動に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成 6 年市規則第 17 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の事業とする。

- (1) 寒河江市の地域課題の解決に向けた活動
 - (2) 地域貢献活動
- 2 補助対象事業は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに実施される事業とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかの事業に該当するときは、この要綱による補助対象事業としないものとする。
- (1) 他の補助金等の交付を受けている事業又は補助対象となる予定の事業
 - (2) 事業の効果が特定の個人のみに帰属する事業
 - (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠くと市長が判断する事業
 - (4) 施設の維持管理等を主たる目的とする事業
 - (5) 各種会議及び大会への出席のみにとどまる事業
 - (6) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
 - (7) その他補助することが適当でないと市長が認める事業

(補助対象高校)

第 3 条 補助金の交付の対象となる高校は、次に掲げる高校とする。

- (1) 山形県立寒河江高等学校
- (2) 山形県立寒河江工業高等学校

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める補助対象事業に直接要する経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助事業による収入等を除いた額とし、補助限度額は25万円を上限とする

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする高校は、市長が別に定める日までに、規則第5条に規定する書類を市長に提出しなければならない。

2 規則第5条第1号に規定する書類は、令和8年度寒河江市地域に密着した高校づくり事業実施計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)とする。

3 規則第5条第2号に規定する書類は、令和8年度寒河江市地域に密着した高校づくり事業収支予算書(様式第2号)とする。

(補助事業の変更)

第7条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、総事業費に対する当該変更に係る各経費の増減の割合が20パーセントを超えない変更とする。ただし、補助金の増額を伴うものは除く。

2 規則第7条第1項第1号の規定により当該補助事業の変更について市長の承認を受けようとする場合は、事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(遂行状況)

第8条 補助金の交付の決定を受けた高校は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに令和8年度寒河江市地域に密着した高校づくり事業遂行状況調書(様式第4号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた高校は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した費用の領収書の写し
 - (2) 事業実施に係る日程、記録写真等活動実績を明らかにする資料
 - (3) 計画策定又は資料等作成事業にあつては、その成果品
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、補助金を交付した高校に対し、報告会等での発表を求めることができる。

(補助金の交付)

第10条 市長は、当該補助の目的を達成するため必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。ただし、事業着手時の概算払の額については、交付決定額を上限とする。

(帳簿等の保管)

第11条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(公表)

第12条 市長は、当該補助事業に係る実績報告については、必要に応じて寒河江市のホームページに掲載し、広く市内外に公表できるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。